

「府民サービス」と「負担」の状況

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の皆さんにご負担をしていただかなければならないものです。

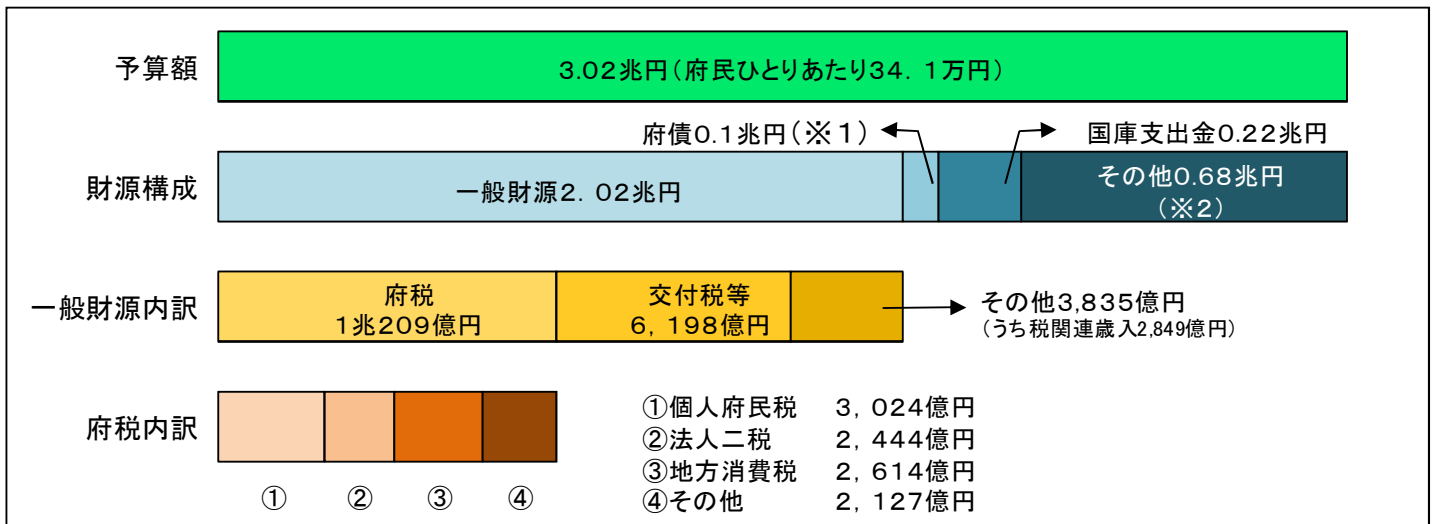
財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、平成24年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス（以下「府民サービス」という）と、そのための「負担」の状況を説明します。

府の予算と財源の構成

大阪府の予算のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源は約7割となっています。また、道路、住宅、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還（返済）をしています。

一般財源は、府民のみなさんに直接ご負担していただく府税収入が1/2を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源（交付税等）も1/3を占めています。交付税や国庫支出金などは国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形でどこかで府民の皆さんが負担されているものと言えます。

なお、府では、大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要への対応や、大阪の再生に向けた緊急かつ重要な課題に対処するため、法人二税（法人府民税及び法人事業税）の超過課税（地方税法が定める標準的な税率を上回る税率により課税）をお願いし、約269億円の税収を確保しています。



※1 府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補填債は含まれていません。（ここでは「一般財源」の「交付税等」に含めて表しています。）なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100%又は75%が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。

※2 その他には貸付金の償還金収入、特定の方が利用するサービスの使用料・手数料などが含まれます。

各用語の詳細は巻末「用語の解説」参照

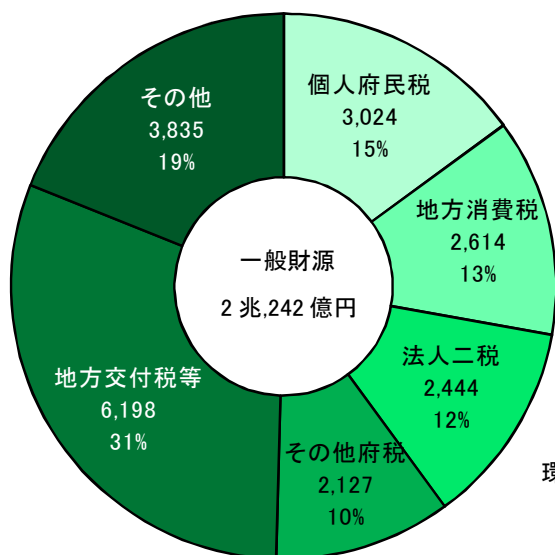
一般財源の使いみち

自由に使いみちを決めることができる一般財源について、府が平成24年度当初予算で確保を見込んでいるのは約2兆円であり、府の行政活動に要する経費の約7割を占めています。

一般財源は、府民サービスを実施するうえで重要な財源です。このうち約半分を占める府税についてみると、個人府民税が一般財源の約15%を、法人二税が同じく約12%を賅っていることとなります。また、地方消費税は、府民の皆さんが負担される消費税5%のうち1%が地方分となるもので、これが全体の約13%を賅っています。

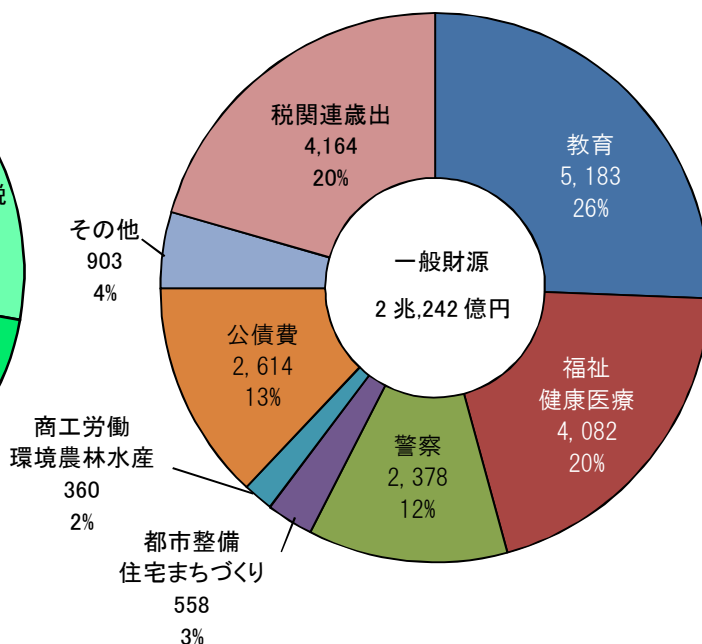
一方、一般財源の使いみちは、教育分野が約26%、福祉・健康医療分野が約20%、警察分野が約12%などとなっています。なお、学校の教職員や警察官の数、福祉・健康医療分野の各種制度などでは、法令で義務付けなどが行われており、府が自らの判断で決定できない経費が大きな部分を占めています。

一般財源の構成



「その他」は、地方消費税の他府県清算金や地方譲与税などの税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ収益金など

一般財源の使いみち



税関連歳出は、税関連の交付金、還付金、清算金
 その他は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退職手当、市町村振興費、空港推進費、府民文化費など

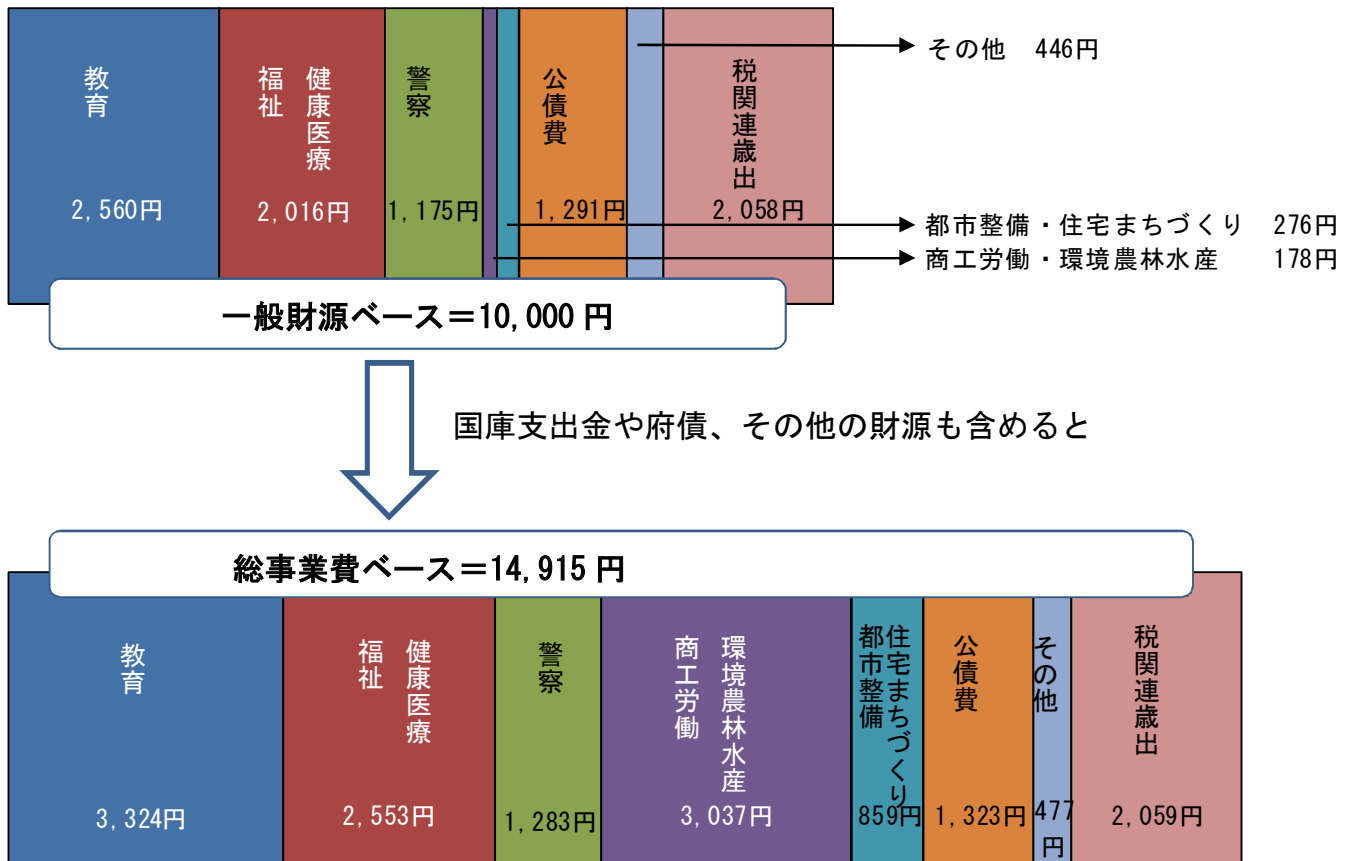
公債費は、道路、住宅、公園、学校の建設など、多額の経費を要し、その効果が後年度に及ぶ事業等の財源として発行される府債の償還経費です。本来、公債費も、各分野の支出として区分することも可能です。例えば、「都市整備」にいくら使っているかというときに、これまでのインフラ整備のための借入の返済経費を合わせてみたほうが、より比較しやすいとも考えられます。

大阪府では、新公会計制度の導入と予算書の歳出説明に参考表記として記載することにより、こうした要請に応じていくこととしています。

府民サービスの実施の状況

府税を負担していただくことなどにより調達している一般財源ですが、例えば1万円の一般財源があるとすると、その使われ方は次の図のようになります。

ただし、各分野の施策は、一般財源のほか、国支出金や府債、その他の財源も加えることで、その総事業費が賅われることとなります。参考として、総事業費ベースで見た場合はその下の図のようになり、各分野の金額を足し合わせるとおよそ1万4,915円となります。



■具体的な施策でみた府民サービスと負担の例（総事業費ベース）

◇私学助成 826億円 ⇒ 府民一人あたり約9,300円

- 質の高い高校教育の提供や公私を問わず自由な進路選択を可能にするための「私立高校生等修学支援事業」をはじめ、私立学校に学ぶ生徒等の教育環境の維持向上等のための助成を行っています。

◇中小企業向け制度融資損失補償 59億円 ⇒ 府民一人あたり約700円

- 中小企業の皆さんが制度融資を利用しやすくするため、信用保証協会が負担する損失の一部を補償しています。これによって資金調達に係るセーフティネットを支えています。

◇建設事業 1,763億円 ⇒ 府民一人あたり約19,900円

- 道路、河川、学校などを建設し、大阪の活力づくり、安全・安心の確保などを図っています。なお、建設事業には府債を活用しており、その償還に要する費用は公債費として別に予算を確保しています。

毎月推計人口 8,856,530人 (H24.4.1)

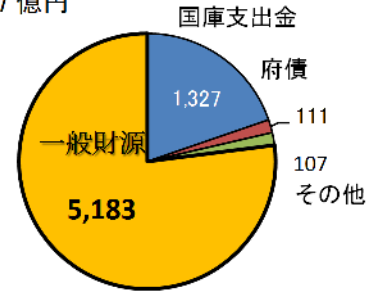
■各施策分野で見た財源内訳と一般財源の主な用途

◇教育

6,728億円のうち一般財源5,183億円（約77%）

ほかに国庫支出金1,327億円、府債111億円、その他107億円

職員費（教職員以外・退職手当含む）	68億円
退職手当（教職員分）	704億円
小・中学校（教職員費）	2,437億円
高等学校	811億円
特別支援学校	375億円
府立大学	129億円
私学振興（私学助成等）	563億円 など

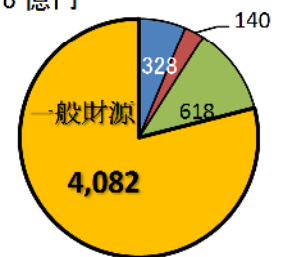


◇福祉・健康医療

5,168億円のうち一般財源4,082億円（約79%）

ほかに国庫支出金328億円、府債140億円、その他618億円

職員費	173億円
高齢者福祉（介護保険など）	1,731億円
国民健康保険事業助成	875億円
児童福祉	474億円
障がい者福祉	438億円
府立病院機構運営費負担金	118億円 など

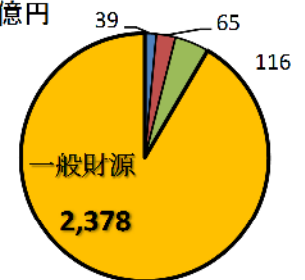


◇警察

2,598億円のうち一般財源2,378億円（約92%）

ほかに国庫支出金39億円、府債65億円、その他116億円

職員費（退職手当含む）	2,188億円
警察活動費	85億円 など



◇商工労働・環境農林水産

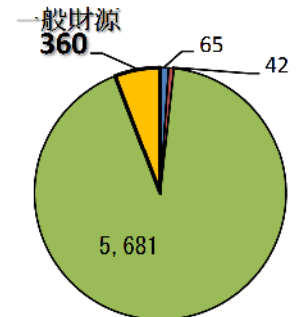
6,148億円のうち一般財源360億円（約6%）

ほかに国庫支出金65億円、府債42億円、その他5,681億円

職員費	108億円
中小企業向け制度融資損失補償	59億円
企業立地促進補助金	39億円
雇用推進・職業能力開発等	22億円
環境保全・農林水産業の振興等	46億円 など

制度融資等の実施のため、金融機関への半年度貸付を5,304億円行っており、

「その他」が大きくなっています。



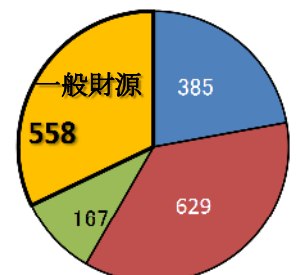
◇都市整備・住宅まちづくり

1,739億円のうち一般財源558億円（約32%）

ほかに国庫支出金385億円、府債629億円、その他167億円

職員費	169億円
下水道	181億円
河川海岸	36億円
道路橋りょう	17億円 など

社会資本の整備には、府債や基金からの繰入金を多く活用しています。



府税の負担の状況

一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。

その中で、直接的に、広く府民の皆さんに負担をしていただいているのが府税であり、その主要な税目が個人府民税と法人二税です。

これらの税目について、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると以下のような状況です。

このように負担いただいた税金が、「一般財源」として先に見たような比率で、教育、福祉、警察などの各施策分野に使われていることとなります。

■個人府民税（均等割・所得割）

総額 2,949 億円 / 府内の人口 886 万人 ⇒ 府内の人口一人あたり 33,300 円

/ 納税義務者 378 万人 ⇒ 納税義務者一人あたり 78,000 円

個人府民税には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税となります。

◇均等割 年 1,000 円/人

◇所得割 (前年所得金額－所得控除額) × 税率 4%－調整控除額－税額控除額

■法人府民税

総額 693 億円 ◇均等割 156 億円/対象 23.3 万法人 ⇒ 一法人あたり 6.7 万円

◇法人税割 537 億円/対象 6.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 77.8 万円

税額は、「均等割」については資本金の額に応じて 2 万円～160 万円、「法人税割」については法人税額の 5%又は 6%です。

■法人事業税

総額 1,751 億円 ◇外形標準課税 512 億円/対象 0.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 568.9 万円

◇所得（収入）割 1,239 億円/対象 6.9 万法人 ⇒ 一法人あたり 179.6 万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額（報酬給与額等）、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。

所得割は、所得の 1.69～5.78%が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額が決められます。

※税額や人数、法人数は概数表記であり、平均は別に計算しています。税額は平成 24 年度当初予算、納税義務者数は 23 年度市町村民課税状況等調による対象者、法人数は 22 年度末の数値です。